

令和 7 年

第 2 回

石川町議会定例会提出議案書

令和 7 年 3 月 6 日提出

第2回石川町議会定例会提出議案

議案第 6号	石川町地域防災計画について	1
議案第 7号	石川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の制定について	2
議案第 8号	石川町犯罪被害者等支援条例の制定について	5
議案第 9号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例	9
議案第10号	石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第11号	石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例	35
議案第12号	石川町職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例	39
議案第13号	石川町水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例	41
議案第14号	石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部を改正する条例	43
議案第15号	石川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準 並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 の一部を改正する条例	61
議案第16号	石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例	69
議案第17号	石川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	74
議案第18号	石川町立保育所設置条例を廃止する条例の制定について	...	79
議案第19号	令和6年度石川町一般会計補正予算（第7号）	80
議案第20号	令和6年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）	80

議案第21号	令和6年度石川町介護保険 特別会計補正予算(第3号)	80
議案第22号	令和7年度石川町一般会計予算	81
議案第23号	令和7年度石川町国民健康保険特別会計予算	81
議案第24号	令和7年度石川町後期高齢者医療特別会計予算	81
議案第25号	令和7年度石川町介護保険特別会計予算	82
議案第26号	令和7年度石川町母畑財産区特別会計予算	82
議案第27号	令和7年度石川町中谷財産区特別会計予算	82
議案第28号	令和7年度石川町土地開発事業特別会計予算	83
議案第29号	令和7年度石川町宅地造成事業特別会計予算	83
議案第30号	令和7年度石川町水道事業会計予算	83

議案第 6号

石川町地域防災計画について

上記の議案を石川町議会基本条例（令和4年条例第15号）第10条の規定により、別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第 7号

石川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、町民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年石川町条例第23号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認
(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更

に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) その他任命権者が必要と認める場合

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条に規定する場合に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、前2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与条例の適用除外等)

第7条 職員の給与に関する条例（昭41年石川町条例第6号。以下「給与条例」という。）第10条から第11条の2まで、第13条及び第13条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第12条第2項第2号、第15条第2項、第18条、第21条第3項及び第22条第2項各号の規定の適用については、給与条例第12条第2項第2号、第15条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第18条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあつては7時間45分に任期付短時間勤務職員の勤務時間により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」と、給与条例第21条第3項及び第22条第2項各号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（規則で定める職員に限る。）」とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

高度な専門性を備えた民間人材の活用の観点から、多様な任用・勤務形態を活用できるようにするため。

議案第 8号

石川町犯罪被害者等支援条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- (4) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する者及び町内で活動を行う者をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その

他の被害をいう。

- (8) 関係機関 国、福島県その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- (3) 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 町及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 町は、犯罪被害者等支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等支援を所管する課に置くものとする。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪被害者等の心身を慰労するため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(日常生活の支援)

第9条 町は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第10条 町は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 町は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第12条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(町民及び事業者の理解の増進)

第13条 町は、犯罪等の被害に対する町民及び事業者の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について町民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における支援)

第14条 町は、犯罪被害者等が児童、生徒等であるときは、その置かれている状況に応じて十分に配慮されるよう、学校と連携し、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 町は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。犯罪被害者等支援に

従事する者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を支援するとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に、安心して暮らすことができる社会の実現を目指すことを目的として制定するため。

議案第 9 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川町職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 石川町職員の分限に関する条例（昭和 30 年条例第 11 号）の一部を次のよう
に改正する。

現行	改正案
(失職の例外) 第 6 条 任命権者は、 <u>公務遂行中の交通事故に より、禁錮又は懲役の刑に処せられた職員で、 その刑</u> の執 行を猶予されたものについては、情状により その職を失わないものとするができる。 2 (略)	(失職の例外) 第 6 条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> に処せられた職員で、 <u>その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執 行を猶予されたものについては、情状により その職を失わないものとすることができる。</u> 2 (略)

(石川町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 石川町職員の給与に関する条例（昭和 41 年条例第 6 号）の一部を次のよう
に改正する。

現行	改正案
第 2 1 条の 2 次の各号のいずれかに該当する 者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当 該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲	第 2 1 条の 2 次の各号のいずれかに該当する 者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当 該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲

げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分については、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分については、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
---	--

(石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係</p>	<p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者</p> <p>第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係</p>

<p>る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分については、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分については、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
---	---

(石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 石川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年条例第25号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支</p>	<p>第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支</p>

給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたため地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条第1項の規定により失職した議員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第5条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた議員が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合（第2号に該当する場合にあっては、当該行為について次項各号に規定する場合のいずれにも該当しないときに限る。）には、当該期末手当の支給を一時差し止める。

(1) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。）された場合

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分

給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたため地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条第1項の規定により失職した議員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第5条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた議員が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合（第2号に該当する場合にあっては、当該行為について次項各号に規定する場合のいずれにも該当しないときに限る。）には、当該期末手当の支給を一時差し止める。

(1) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限る。）された場合

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分

<p>を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

(石川町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第5条 石川町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項各号に掲げる者又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項各号に掲げる者又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8～10 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(石川町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の石川町職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第30条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日より施行されることに伴い、懲役及び禁錮刑が拘禁刑へと単一化されることから、所要の改正を行うため。

議案第10号

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の給与に関する条例（昭和41年条例第6号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は, 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては, 3号給)</u> とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については, 同項中「4号給 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては, 3号給)</u>」とあるのは, 「2号給」とする。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は, 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 _____ とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については, 同項中「4号給 _____ 」とあるのは, 「2号給」とする。</p> <p>6～9 (略)</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは, 次に掲げる者で他に生計の途がなく, 主としてその職員の扶養を</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは, 次に掲げる者で他に生計の途がなく, 主としてその職員の扶養を</p>

現行	改正案
<p>受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>10,000円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(追加)</p>	<p>受けているものをいう。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>13,000円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p>
<p><u>第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p><u>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の</u></p>	<p><u>第11条 削除</u></p>

現行	改正案
<p><u>3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)</u></p> <p><u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月</u> <u>(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡したときはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</u></p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規</u></p>	

現行	改正案
<p><u>定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____</p> <p>_____が居住するための住宅(公舎その他町長が規則で定める住宅を除く。)を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号_____において「運賃等相当額」という。)及び町長が規則で定めるところにより算出した当該職員(町長が規則で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道、その他の交通機関等<u>でその利用が町長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をい</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第11条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(公舎その他町長が規則で定める住宅を除く。)を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)及び町長が規則で定めるところにより算出した当該職員(町長が規則で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道、その他の交通機関等_____</p> <p>_____の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をい</p>

現行	改正案
<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して町長が規則で定める職員に限る。)</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災</p>	<p><u>額をその支給単位機関の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)並びに前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間も月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u>に<u>伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の町長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して町長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u><u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして町長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災</p>

現行	改正案																						
<p>害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、管理職員にあつては6,000円を超えない範囲内で町長が規則で定める額とする。<u>ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して町長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>17,800円</u></td> <td><u>10,200円</u></td> <td><u>7,360円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 第5条第1項から第8項まで、</p>	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	<u>17,800円</u>	<u>10,200円</u>	<u>7,360円</u>	<p>害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの時間</u> _____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して町長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、管理職員にあつては6,000円を超えない範囲内で町長が規則で定める額とする。 _____</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>19,800円</u></td> <td><u>11,400円</u></td> <td><u>8,200円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 第5条第1項及び第10条</p>	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	<u>19,800円</u>	<u>11,400円</u>	<u>8,200円</u>
世帯等の区分																							
世帯主である職員		その他の職員																					
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																						
<u>17,800円</u>	<u>10,200円</u>	<u>7,360円</u>																					
世帯等の区分																							
世帯主である職員		その他の職員																					
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																						
<u>19,800円</u>	<u>11,400円</u>	<u>8,200円</u>																					

現行								改正案							
<p>第10条, 第11条, 第13条, 第13条の2及び第23条の規定は, 定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(給料の特別調整額等の支給方法)</p> <p>第27条 第9条から第11条まで, 第13条, 第15条から第17条まで, 第20条及び第21条から第24条までに定めるものを除くほか, 給料の特別調整額, 扶養手当, 特地勤務手当, 超過勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当, 期末手当, 勤勉手当及び災害派遣手当の支給方法に関して必要な事項は, 町長が規則で定める。</p>								<p>_____の規定は, 定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(給料の特別調整額等の支給方法)</p> <p>第27条 第9条から第11条まで, 第13条, 第15条から第17条まで, 第20条及び第21条から第24条までに定めるものを除くほか, 給料の特別調整額_____, 特地勤務手当, 超過勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当, 期末手当, 勤勉手当及び災害派遣手当の支給方法に関して必要な事項は, 町長が規則で定める。</p>							
別表第1 (第3条関係)								別表第1 (第3条関係)							
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			号給 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用1		円	円	円	円	円	円	定年前 再任用1		円	円	円	円	円	円
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	165,300	211,800	244,600	276,500	301,000	330,300	短時間 勤務職 員以外 の職員	2	186,700	234,000	269,700	304,300	328,200	363,300
	3	166,400	213,500	246,100	278,400	303,200	332,600		3	187,800	235,500	270,700	305,800	330,000	365,000
	4	167,600	215,200	247,600	279,900	305,300	334,800		4	189,000	237,000	271,700	307,500	331,900	366,700
	5	168,700	216,500	249,100	281,400	307,400	336,900		5	190,100	238,400	272,800	309,000	333,600	368,500
	6	169,900	218,100	250,400	283,000	309,300	338,900		6	191,300	239,900	273,900	310,400	335,300	370,300
	7	171,100	219,900	251,900	284,900	311,400	341,000		7	193,100	241,400	274,900	311,700	337,000	372,100
	8	172,200	221,300	253,400	286,900	313,200	343,000		8	194,700	242,900	275,900	313,000	338,700	373,800
	9	173,300	222,900	254,900	288,600	314,900	344,900		9	196,300	244,400	276,900	314,200	340,500	375,500
	10	174,400	224,400	256,500	290,300	316,700	347,000		10	198,000	245,800	277,900	315,500	342,300	376,800
	11	175,700	225,900	257,800	292,200	318,900	349,000		11	200,100	247,200	279,100	317,200	344,100	378,500
	12	177,000	227,100	259,300	294,200	321,200	351,100		12	201,700	248,600	280,100	318,900	345,900	380,000
	13	178,400	228,600	260,500	296,100	323,200	353,100		13	203,300	250,000	281,400	320,600	347,600	381,600
	14	179,700	229,900	261,700	297,900	325,200	355,100		14	204,800	251,200	282,400	322,100	349,300	383,500
	15	181,100	231,400	263,100	299,700	327,200	357,100		15	206,400	252,400	283,800	323,700	350,900	385,500
	16	182,400	232,700	264,300	301,400	329,100	359,100		16	207,900	253,600	285,000	325,400	352,600	387,400
	17	183,900	234,300	265,700	302,800	331,100	361,200		17	209,500	254,800	286,200	327,000	354,100	389,300
		185,200	236,100	266,900	304,400	333,200	363,100			210,900	255,800	287,400	328,600	355,700	391,000

現行							改正案							
18	186,600	237,400	268,600	306,500	335,300	365,100	18	212,600	256,900	288,800	330,300	357,500	392,800	
19	188,000	239,100	269,800	308,600	337,300	367,100	19	214,000	258,000	290,200	332,000	359,200	394,500	
20	189,400	240,400	271,100	310,500	339,300	369,100	20	215,800	259,100	291,500	333,800	360,900	396,300	
21	190,900	241,900	272,500	312,200	341,200	370,900	21	217,500	260,200	292,500	335,400	362,100	397,800	
22	193,200	243,500	274,100	314,100	343,200	372,900	22	219,100	261,200	293,600	337,200	363,600	399,200	
23	195,500	244,900	275,900	316,100	345,300	374,700	23	220,900	262,300	295,100	338,900	365,100	400,600	
24	197,800	246,400	277,500	317,900	347,200	376,700	24	222,800	263,200	296,500	340,500	366,600	402,000	
25	200,500	247,800	279,000	319,700	348,800	378,600	25	224,600	264,400	298,000	342,100	368,400	403,600	
26	202,100	249,300	280,600	321,700	350,800	380,600	26	226,200	265,600	299,000	344,000	370,200	404,800	
27	203,900	250,700	282,400	323,800	352,800	382,500	27	227,800	266,700	300,100	345,900	371,900	406,100	
28	205,600	251,800	284,100	325,900	354,800	384,500	28	229,100	267,700	301,400	347,500	373,800	407,200	
29	207,100	252,900	285,800	327,800	356,400	386,200	29	230,300	268,500	302,900	348,700	375,300	408,100	
30	207,700	254,000	287,400	329,900	358,300	388,000	30	230,800	269,400	304,200	350,400	376,600	409,300	
31	209,500	255,000	289,000	331,900	360,100	389,800	31	232,000	270,400	305,300	352,100	377,800	410,400	
32	210,500	256,100	290,700	333,900	361,900	391,600	32	233,200	271,300	306,400	353,800	379,200	411,500	
33	211,800	257,200	292,200	335,500	363,800	393,100	33	234,400	272,200	307,700	355,700	380,300	412,300	
34	213,200	258,500	293,900	337,500	365,600	394,500	34	235,600	273,200	309,100	357,500	381,300	413,000	
35	214,400	259,300	295,400	339,600	367,300	395,900	35	236,800	274,100	310,400	359,400	382,300	413,700	
36	215,400	259,900	296,800	341,600	369,200	397,300	36	237,600	274,900	311,700	361,100	383,400	414,300	
37	216,700	260,600	298,300	343,200	370,700	398,900	37	238,500	275,500	313,200	362,700	384,400	414,900	
38	218,100	261,800	300,000	345,200	372,000	400,100	38	239,500	276,100	314,600	364,200	385,200	415,500	
39	219,100	263,200	301,600	347,200	373,300	401,400	39	240,500	276,800	316,100	365,600	386,100	416,100	
40	220,100	264,400	303,200	349,200	374,700	402,500	40	241,400	277,500	317,500	367,000	386,900	416,700	
41	221,600	265,500	305,000	351,200	375,800	403,400	定年前		円	円	円	円	円	円
42	222,600	266,600	306,600	353,100	376,800	404,600	再任用	41	242,600	278,300	318,800	368,400	387,800	417,100
43	223,600	267,900	308,300	355,000	377,800	405,700	短時間	42	243,700	279,200	320,300	369,300	388,600	417,300
44	224,500	269,000	309,900	356,700	378,900	406,800	勤務職	43	244,600	280,100	321,700	370,200	389,300	417,600
45	225,400	270,000	311,500	358,300	379,900	407,600	員以外	44	245,400	280,800	322,800	371,200	390,100	417,900
46	226,300	271,200	313,200	359,800	380,700	408,300	の職員	45	246,100	281,400	324,000	372,200	390,800	418,100
47	227,200	272,400	314,900	361,200	381,600	409,000		46	246,700	282,200	325,300	373,300	391,500	418,500
48	228,000	273,400	316,400	362,700	382,400	409,600		47	247,300	283,100	326,700	374,400	392,200	418,800
49	229,100	274,400	317,600	364,100	383,300	410,200		48	248,100	283,800	328,100	375,300	392,900	419,000
50	230,000	275,600	319,100	365,000	384,100	410,800		49	249,000	284,500	329,100	376,200	393,500	419,200
51	230,900	276,500	320,700	365,900	384,800	411,400		50	249,500	285,400	330,300	376,900	394,000	419,400
52	231,900	277,600	322,400	366,900	385,600	412,000		51	250,000	286,100	331,500	377,600	394,600	419,700
53	232,800	278,600	323,800	367,900	386,300	412,400		52	250,500	286,900	332,800	378,200	395,300	420,000
54	233,800	279,600	325,300	369,000	387,000	412,700		53	251,000	287,700	334,200	378,500	395,800	420,200

現行							改正案							
55	234,500	280,600	326,800	370,100	387,700	413,000	54	251,500	288,400	335,300	379,100	396,300	420,500	
56	235,300	281,500	328,400	371,000	388,400	413,300	55	252,000	289,200	336,400	379,800	396,900	420,700	
57	236,100	282,600	329,900	371,900	389,000	413,500	56	252,400	289,800	337,600	380,500	397,400	421,000	
58	236,900	283,600	331,100	372,600	389,500	413,900	57	252,900	290,700	338,500	381,000	397,800	421,300	
59	237,700	284,700	332,200	373,300	390,100	414,200	58	253,400	291,400	339,300	381,700	398,500	421,600	
60	238,300	285,500	333,400	373,900	390,800	414,400	59	253,700	292,300	340,000	382,400	399,100	421,900	
61	238,700	286,400	334,300	374,200	391,300	414,700	60	254,000	292,700	340,800	382,900	399,600	422,100	
62	239,500	287,400	335,100	374,800	391,900	414,900	61	254,300	293,300	341,500	383,400	399,900	422,300	
63	240,200	288,400	335,900	375,500	392,500	415,200	62	254,600	294,000	341,900	383,900	400,400	422,500	
64	240,900	289,300	336,700	376,200	393,100	415,500	63	254,900	294,600	342,700	384,400	401,100	422,800	
65	241,600	290,100	337,400	376,700	393,500	415,800	64	255,200	295,500	343,400	385,000	401,600	423,000	
66	242,400	290,800	337,800	377,400	394,200	416,100	65	255,500	296,200	344,000	385,500	401,900	423,200	
67	242,800	291,700	338,600	378,100	394,800	416,300	66	255,800	296,700	344,700	386,100	402,400	423,700	
68	243,200	292,600	339,300	378,600	395,400	416,600	67	256,100	297,300	345,400	386,800	402,700	424,200	
69	243,600	293,300	339,900	379,100	395,700	416,900	68	256,400	297,700	346,000	387,400	403,100	424,700	
70	244,200	294,000	340,600	379,700	396,200	417,200	69	256,700	298,100	346,600	387,900	403,400	425,100	
71	244,900	294,800	341,300	380,300	396,900	417,500	70	257,000	298,600	347,200	388,400	403,700	425,400	
72	245,300	295,700	341,900	380,900	397,400	417,700	71	257,300	299,200	347,800	389,000	404,000	426,000	
73	245,700	296,500	342,500	381,400	397,700	417,800	72	257,600	299,900	348,300	389,500	404,200	426,700	
74	246,200	297,000	343,100	382,000	398,200	418,100	73	257,900	300,500	348,600	390,000	404,400	427,200	
75	246,700	297,400	343,700	382,700	398,500	418,400	74	258,200	301,000	349,100	390,600	404,800	427,500	
76	247,200	297,700	344,200	383,300	398,900	418,600	75	258,500	301,400	349,600	391,000	405,100	428,100	
77	247,600	297,900	344,500	383,800	399,200	418,800	76	258,800	301,700	350,000	391,400	405,300	428,800	
78	248,000	298,300	345,000	384,300	399,500	419,300	77	259,100	301,900	350,400	391,800	405,500	429,200	
79	248,600	298,700	345,500	384,900	399,800	419,800	78	259,400	302,300	350,900	392,300	406,100		
80	249,100	298,900	345,900	385,400	400,000	420,300	79	259,700	302,700	351,400	392,700	406,800		
81	249,600	299,100	346,300	385,900	400,200	420,700	80	260,000	302,900	351,900	393,000	407,500		
82	250,200	299,400	346,800	386,500	400,600	421,000	81	260,300	303,100	352,300	393,500	407,900		
83	250,600	299,600	347,300	386,900	400,900	421,600	82	260,600	303,400	352,700	394,100	408,400		
84	251,200	299,800	347,800	387,300	401,100	422,300	83	260,900	303,600	353,100	394,600	408,800		
85	251,700	300,100	348,200	387,700	401,300	422,800	84	261,200	303,800	353,500	395,000	409,400		
86	252,100	300,400	348,600	388,200	401,900	423,100	定年前		円	円	円	円	円	円
87	252,500	300,700	349,100	388,600	402,600	423,700	再任用	85	261,500	304,100	353,800	395,200	409,900	
88	252,900	301,000	349,500	388,900	403,300	424,400	短時間	86	261,800	304,400	354,300	395,500	410,400	
89	253,500	301,300	349,800	389,400	403,700	424,800	勤務職	87	262,100	304,700	354,700	395,900	410,800	
90	254,000	301,600	350,300	390,000	404,200		員以外	88	262,400	305,000	355,100	396,300	411,400	
91	254,400	302,000	350,800	390,500	404,600		の職員	89	262,700	305,200	355,300	396,600	411,900	

現行							改正案						
92	254,800	302,300	351,200	390,900	405,200		90	263,000	305,500	355,700	397,100		
93	255,100	302,500	351,400	391,100	405,700		91	263,300	305,800	356,000	397,500		
94		302,800	351,800	391,400	406,200		92	263,600	306,100	356,400	397,900		
95		303,200	352,300	391,800	406,600		93	263,900	306,300	356,700	398,200		
96		303,600	352,700	392,200	407,200		94		306,600	357,000	398,700		
97		303,800	352,800	392,500	407,700		95		307,000	357,300	399,100		
98		304,100	353,300	393,000			96		307,400	357,700	399,500		
99		304,400	353,600	393,400			97		307,600	358,100	399,800		
100		304,800	354,000	393,800			98		307,900	358,500			
101		305,000	354,400	394,100			99		308,200	358,900			
102		305,400	354,800	394,600			100		308,600	359,200			
103		305,800	355,200	395,000			101		308,800	359,700			
104		306,100	355,500	395,400			102		309,100	360,100			
105		306,300	356,000	395,700			103		309,500	360,500			
106		306,600	356,400				104		309,800	360,900			
107		307,000	356,800				105		310,000	361,300			
108		307,300	357,200				106		310,300	361,600			
109		307,500	357,600				107		310,700	362,000			
110		307,900	357,900				108		311,000	362,300			
111		308,300	358,300				109		311,200	362,800			
112		308,600	358,600				110		311,600				
113		308,700	359,100				111		312,000				
114		309,100					112		312,300				
115		309,300					113		312,500				
116		309,700					114		312,900				
117		309,900					115		313,100				
118		310,100					116		313,500				
119		310,400					117		313,700				
120		310,600					118		313,900				
121		310,900					119		314,200				
122		311,200					120		314,400				
123		311,500					121		314,700				
124		311,800					122		315,000				
125		312,100					123		315,300				
定年前	192,700	221,000	262,000	281,900	297,400	323,300	124		315,600				
再任用							125		315,900				
短時間							定年前	196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800

現行							改正案						
勤務職 員							再任用 短時間 勤務職 員						
別表第2（第4条関係） 等級別基準職務表							別表第2（第4条関係） 等級別基準職務表						
等級	基準となる職務						等級	基準となる職務					
1級	主事，技師，保健師， <u>保育士，児童厚生員</u> ，看護師，栄養士の職務						1級	主事，技師，保健師， <u>保育教諭</u> ，看護師，栄養士の職務					
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事，技師，保健師， <u>保育士，児童厚生員</u> ，看護師，栄養士の職務						2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事，技師，保健師， <u>保育教諭</u> ，看護師，栄養士の職務					
3級	1 係長，主任保育技師，主任児童厚生技師の職務 2 主査，主任の職務 3 専門員の職務						3級	1 係長，主任保育教諭の職務 2 主査，主任の職務 3 専門員の職務					
4級	1 課長補佐，室長補佐_____の職務 2 施設の長，施設の次長の職務 3 主任主査の職務						4級	1 課長補佐，室長補佐， <u>副園長</u> の職務 2 施設の長，施設の次長の職務 3 主任主査の職務 4 専門員の職務					
5級	1 課長，室長_____の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 主幹の職務						5級	1 課長，室長， <u>園長</u> の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 主幹の職務					
6級	1 困難な業務を行う課長，室長の職務 2 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務						6級	1 困難な業務を行う課長，室長の職務 2 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務					

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条第2項の規定については公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（号級の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において石川町職員の

給与に関する条例（昭和41年条例第6号）（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」の次に「（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同条第3項中「13、000円」とあるのは「11、500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3、000円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第5条 新条例第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第6条 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（石川町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第31号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された

職員をいう。次条において同じ。)及び暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第28号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次条において同じ。)(以下この条及び次条において「再任用職員」と総称する。)に対して適用されることとなる給与条例第13条の2の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

(寒冷地手当)

第7条 寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、新条例第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

(町長への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附則別表(附則第2条関係)

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1

7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22

35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50

63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	74
87	83	79	79	75
88	84	80	80	76
89	85	81	81	77
90	86	82	82	

91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

提案理由

県人事委員会の勧告並びに県及び県内他団体の動向を踏まえ、給与制度のアップデート等のために所要の改正を行うため。

議案第11号

石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u> _____のある職員が、町長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 （略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、町長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において</p>

現行	改正案
<p>同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、町長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、町長が規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。）における」と、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員</u>」と、「当該子を養育」とあるのは「<u>当該要介護者を介護</u>」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、町長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員</u>（ただし、町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、町長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、町長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、町長が規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。）における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、町長が規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」及び <u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、町長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員</u>（ただし、町長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、町長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他町長が規則で定める者 _____ で負傷、疾病、又は老齢により町長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他町長が規則で定める者 <u>（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）</u> で負傷、疾病、又は老齢により町長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。</p>

現行	改正案
<p>以下同じ。)の介護をするため、町長が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>以下同じ。)の介護をするため、町長が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>1 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>2 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>3 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の石川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲を改める等、所要の改正を行うため。

議案第12号

石川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 <u>労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 _____ <u>勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から_____</u> <u>当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内</u></p>

現行	改正案
<p>で行うものとする。 (追加)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条<u>第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>で行うものとする。</p> <p><u>3 労働基準法第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間又は1年につき10日のうちいずれかから当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>4 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する部分休業を請求することができる職員の範囲を改める等、所要の改正を行うため。

議案第13号

石川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第24号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(組織) 第3条 (追加)</p> <p><u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に関する</u> _____ 事務を処理させるため水道事業所を置く。</p> <p><u>(管理者をおかない場合)</u> 第8条 <u>法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。</u></p>	<p>(組織) 第3条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。</u></p> <p>2. _____法_____ _____第14条の規定に基づき、水道事業の管理者_____ _____<u>の権限を行う町長(以下「管理者」という。)</u> 事務を処理させるため水道事業所を置く。</p> <p>第8条 削除</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、水道事業管理者の権限を町長が行使することとするため。

議案第14号

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は, 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 <u>(企業職給料表の適用を受ける職員でその勤務の級が6級以上であるものにあつては, 3号給)</u> とすることを標準として管理者が規程で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については, 同項中「4号給 <u>(企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては, 3号給)</u>」とあるのは, 「2号給」とする。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は, 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として管理者が規程で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については, 同項中「4号給_____」とあるのは, 「2号給」とする。</p> <p>6～9 (略)</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは, 次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく, 主としてその職員の</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは, 次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく, 主としてその職員の</p>

現行	改正案
<p>扶養を受けている者をいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>10,000円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(追加)</p>	<p>扶養を受けている者をいう。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>13,000円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>_____</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規程で定める。</u></p>
<p><u>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p><u>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の</u></p>	<p><u>第12条 削除</u></p>

現行	改正案
<p><u>3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)</u></p> <p><u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月</u> <u>(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡したときは、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係る者の全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。</u></p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p><u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p><u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p><u>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規</u></p>	

現行	改正案
<p><u>定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____</p> <p>_____が居住するための住宅(公舎その他管理者が規程で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められる者として管理者が規程で定める者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が規程で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号_____において「運賃等相当額」という。)及び管理者が規程で定めるところにより算出した当該職員(管理者が規程で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が管理者が規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下この号において「特別料金等相当額」という。)の合計額(運賃等相当額及び特別料金等相当額の</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(公舎その他管理者が規程で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められる者として管理者が規程で定める者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が規程で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号<u>及び次項</u>において「運賃等相当額」という。)及び管理者が規程で定めるところにより算出した当該職員(管理者が規程で定める者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等_____</p> <p>_____の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下この号において「特別料金等相当額」という。)の合計額_____</p>

現行	改正案
<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が規程で定める基準に照らして困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して管理者が規程で定める職員に限る。)</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる者として管理者が規程で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間</p>	<p><u>合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間も月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u> _____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が規程で定める基準に照らして困難であると認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員_____</p> <p>_____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる者として管理者が規程で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの時間</u> _____であって正規の勤務時間以外の時間</p>

現行	改正案																								
<p>に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、管理職員にあつては6,000円を超えない範囲内で管理者が規程で定める額とする。<u>ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して管理者が規程で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 1361 782 1601"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th>その他の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族のある職員</td> <td>その他の世帯主である職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第33条の2 第6条第1項から第8項まで、<u>第11条、第12条、第16条、第17条及び第32条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p>	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員		17,800円	10,200円	7,360円	<p>に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理者が規程で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、管理職員にあつては6,000円を超えない範囲内で管理者が規程で定める額とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="810 1361 1404 1601"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th>その他の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族のある職員</td> <td>その他の世帯主である職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19,800円</td> <td>11,400円</td> <td>8,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第33条の2 第6条第1項及び第11条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員		19,800円	11,400円	8,200円
世帯等の区分																									
世帯主である職員		その他の職員																							
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																								
17,800円	10,200円	7,360円																							
世帯等の区分																									
世帯主である職員		その他の職員																							
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																								
19,800円	11,400円	8,200円																							

現行								改正案							
(給料の特別調整額の支給方法)								(給料の特別調整額の支給方法)							
<p>第35条 第10条から第12条まで、第16条、第19条から第21条まで、第26条及び第28条から第32条までに定めるものを除くほか、給料の特別調整額、扶養手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関して必要な事項は、管理者が規程で定める。</p>								<p>第35条 第10条から第12条まで、第16条、第19条から第21条まで、第26条及び第28条から第32条までに定めるものを除くほか、給料の特別調整額_____、特地勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関して必要な事項は、管理者が規程で定める。</p>							
別表第1 (第4条関係)								別表第1 (第4条関係)							
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			号給 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前 再任用	1	円	円	円	円	円	円	定年前 再任用	1	円	円	円	円	円	円
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	165,300	211,800	244,600	276,500	301,000	330,300	短時間 勤務職 員以外 の職員	2	186,700	234,000	269,700	304,300	328,200	363,300
	3	166,400	213,500	246,100	278,400	303,200	332,600		3	187,800	235,500	270,700	305,800	330,000	365,000
	4	167,600	215,200	247,600	279,900	305,300	334,800		4	189,000	237,000	271,700	307,500	331,900	366,700
	5	168,700	216,500	249,100	281,400	307,400	336,900		5	190,100	238,400	272,800	309,000	333,600	368,500
	6	169,900	218,100	250,400	283,000	309,300	338,900		6	191,300	239,900	273,900	310,400	335,300	370,300
	7	171,100	219,900	251,900	284,900	311,400	341,000		7	193,100	241,400	274,900	311,700	337,000	372,100
	8	172,200	221,300	253,400	286,900	313,200	343,000		8	194,700	242,900	275,900	313,000	338,700	373,800
	9	173,300	222,900	254,900	288,600	314,900	344,900		9	196,300	244,400	276,900	314,200	340,500	375,500
	10	174,400	224,400	256,500	290,300	316,700	347,000		10	198,000	245,800	277,900	315,500	342,300	376,800
	11	175,700	225,900	257,800	292,200	318,900	349,000		11	200,100	247,200	279,100	317,200	344,100	378,500
	12	177,000	227,100	259,300	294,200	321,200	351,100		12	201,700	248,600	280,100	318,900	345,900	380,000
	13	178,400	228,600	260,500	296,100	323,200	353,100		13	203,300	250,000	281,400	320,600	347,600	381,600
	14	179,700	229,900	261,700	297,900	325,200	355,100		14	204,800	251,200	282,400	322,100	349,300	383,500
	15	181,100	231,400	263,100	299,700	327,200	357,100		15	206,400	252,400	283,800	323,700	350,900	385,500
	16	182,400	232,700	264,300	301,400	329,100	359,100		16	207,900	253,600	285,000	325,400	352,600	387,400
	17	183,900	234,300	265,700	302,800	331,100	361,200		17	209,500	254,800	286,200	327,000	354,100	389,300
	18	185,200	236,100	266,900	304,400	333,200	363,100		18	210,900	255,800	287,400	328,600	355,700	391,000
	19	186,600	237,400	268,600	306,500	335,300	365,100		19	212,600	256,900	288,800	330,300	357,500	392,800
	20	188,000	239,100	269,800	308,600	337,300	367,100		20	214,000	258,000	290,200	332,000	359,200	394,500
		189,400	240,400	271,100	310,500	339,300	369,100			215,800	259,100	291,500	333,800	360,900	396,300

現行							改正案						
21	190,900	241,900	272,500	312,200	341,200	370,900	21	217,500	260,200	292,500	335,400	362,100	397,800
22	193,200	243,500	274,100	314,100	343,200	372,900	22	219,100	261,200	293,600	337,200	363,600	399,200
23	195,500	244,900	275,900	316,100	345,300	374,700	23	220,900	262,300	295,100	338,900	365,100	400,600
24	197,800	246,400	277,500	317,900	347,200	376,700	24	222,800	263,200	296,500	340,500	366,600	402,000
25	200,500	247,800	279,000	319,700	348,800	378,600	25	224,600	264,400	298,000	342,100	368,400	403,600
26	202,100	249,300	280,600	321,700	350,800	380,600	26	226,200	265,600	299,000	344,000	370,200	404,800
27	203,900	250,700	282,400	323,800	352,800	382,500	27	227,800	266,700	300,100	345,900	371,900	406,100
28	205,600	251,800	284,100	325,900	354,800	384,500	28	229,100	267,700	301,400	347,500	373,800	407,200
29	207,100	252,900	285,800	327,800	356,400	386,200	29	230,300	268,500	302,900	348,700	375,300	408,100
30	207,700	254,000	287,400	329,900	358,300	388,000	30	230,800	269,400	304,200	350,400	376,600	409,300
31	209,500	255,000	289,000	331,900	360,100	389,800	31	232,000	270,400	305,300	352,100	377,800	410,400
32	210,500	256,100	290,700	333,900	361,900	391,600	32	233,200	271,300	306,400	353,800	379,200	411,500
33	211,800	257,200	292,200	335,500	363,800	393,100	33	234,400	272,200	307,700	355,700	380,300	412,300
34	213,200	258,500	293,900	337,500	365,600	394,500	34	235,600	273,200	309,100	357,500	381,300	413,000
35	214,400	259,300	295,400	339,600	367,300	395,900	35	236,800	274,100	310,400	359,400	382,300	413,700
36	215,400	259,900	296,800	341,600	369,200	397,300	36	237,600	274,900	311,700	361,100	383,400	414,300
37	216,700	260,600	298,300	343,200	370,700	398,900	37	238,500	275,500	313,200	362,700	384,400	414,900
38	218,100	261,800	300,000	345,200	372,000	400,100	38	239,500	276,100	314,600	364,200	385,200	415,500
39	219,100	263,200	301,600	347,200	373,300	401,400	39	240,500	276,800	316,100	365,600	386,100	416,100
40	220,100	264,400	303,200	349,200	374,700	402,500	40	241,400	277,500	317,500	367,000	386,900	416,700
41	221,600	265,500	305,000	351,200	375,800	403,400	41	242,600	278,300	318,800	368,400	387,800	417,100
42	222,600	266,600	306,600	353,100	376,800	404,600	42	243,700	279,200	320,300	369,300	388,600	417,300
43	223,600	267,900	308,300	355,000	377,800	405,700	43	244,600	280,100	321,700	370,200	389,300	417,600
44	224,500	269,000	309,900	356,700	378,900	406,800	44	245,400	280,800	322,800	371,200	390,100	417,900
45	225,400	270,000	311,500	358,300	379,900	407,600	45	246,100	281,400	324,000	372,200	390,800	418,100
46	226,300	271,200	313,200	359,800	380,700	408,300	46	246,700	282,200	325,300	373,300	391,500	418,500
47	227,200	272,400	314,900	361,200	381,600	409,000	47	247,300	283,100	326,700	374,400	392,200	418,800
48	228,000	273,400	316,400	362,700	382,400	409,600	48	248,100	283,800	328,100	375,300	392,900	419,000
49	229,100	274,400	317,600	364,100	383,300	410,200	49	249,000	284,500	329,100	376,200	393,500	419,200
50	230,000	275,600	319,100	365,000	384,100	410,800	50	249,500	285,400	330,300	376,900	394,000	419,400
51	230,900	276,500	320,700	365,900	384,800	411,400	51	250,000	286,100	331,500	377,600	394,600	419,700
52	231,900	277,600	322,400	366,900	385,600	412,000	52	250,500	286,900	332,800	378,200	395,300	420,000
53	232,800	278,600	323,800	367,900	386,300	412,400	53	251,000	287,700	334,200	378,500	395,800	420,200
54	233,800	279,600	325,300	369,000	387,000	412,700	54	251,500	288,400	335,300	379,100	396,300	420,500
55	234,500	280,600	326,800	370,100	387,700	413,000	55	252,000	289,200	336,400	379,800	396,900	420,700
56	235,300	281,500	328,400	371,000	388,400	413,300	56	252,400	289,800	337,600	380,500	397,400	421,000
57	236,100	282,600	329,900	371,900	389,000	413,500	57	252,900	290,700	338,500	381,000	397,800	421,300

現行							改正案						
58	236,900	283,600	331,100	372,600	389,500	413,900	58	253,400	291,400	339,300	381,700	398,500	421,600
59	237,700	284,700	332,200	373,300	390,100	414,200	59	253,700	292,300	340,000	382,400	399,100	421,900
60	238,300	285,500	333,400	373,900	390,800	414,400	60	254,000	292,700	340,800	382,900	399,600	422,100
61	238,700	286,400	334,300	374,200	391,300	414,700	61	254,300	293,300	341,500	383,400	399,900	422,300
62	239,500	287,400	335,100	374,800	391,900	414,900	62	254,600	294,000	341,900	383,900	400,400	422,500
63	240,200	288,400	335,900	375,500	392,500	415,200	63	254,900	294,600	342,700	384,400	401,100	422,800
64	240,900	289,300	336,700	376,200	393,100	415,500	64	255,200	295,500	343,400	385,000	401,600	423,000
65	241,600	290,100	337,400	376,700	393,500	415,800	65	255,500	296,200	344,000	385,500	401,900	423,200
66	242,400	290,800	337,800	377,400	394,200	416,100	66	255,800	296,700	344,700	386,100	402,400	423,700
67	242,800	291,700	338,600	378,100	394,800	416,300	67	256,100	297,300	345,400	386,800	402,700	424,200
68	243,200	292,600	339,300	378,600	395,400	416,600	68	256,400	297,700	346,000	387,400	403,100	424,700
69	243,600	293,300	339,900	379,100	395,700	416,900	69	256,700	298,100	346,600	387,900	403,400	425,100
70	244,200	294,000	340,600	379,700	396,200	417,200	70	257,000	298,600	347,200	388,400	403,700	425,400
71	244,900	294,800	341,300	380,300	396,900	417,500	71	257,300	299,200	347,800	389,000	404,000	426,000
72	245,300	295,700	341,900	380,900	397,400	417,700	72	257,600	299,900	348,300	389,500	404,200	426,700
73	245,700	296,500	342,500	381,400	397,700	417,800	73	257,900	300,500	348,600	390,000	404,400	427,200
74	246,200	297,000	343,100	382,000	398,200	418,100	74	258,200	301,000	349,100	390,600	404,800	427,500
75	246,700	297,400	343,700	382,700	398,500	418,400	75	258,500	301,400	349,600	391,000	405,100	428,100
76	247,200	297,700	344,200	383,300	398,900	418,600	76	258,800	301,700	350,000	391,400	405,300	428,800
77	247,600	297,900	344,500	383,800	399,200	418,800	77	259,100	301,900	350,400	391,800	405,500	429,200
78	248,000	298,300	345,000	384,300	399,500	419,300	78	259,400	302,300	350,900	392,300	406,100	
79	248,600	298,700	345,500	384,900	399,800	419,800	79	259,700	302,700	351,400	392,700	406,800	
80	249,100	298,900	345,900	385,400	400,000	420,300	80	260,000	302,900	351,900	393,000	407,500	
81	249,600	299,100	346,300	385,900	400,200	420,700	81	260,300	303,100	352,300	393,500	407,900	
82	250,200	299,400	346,800	386,500	400,600	421,000	82	260,600	303,400	352,700	394,100	408,400	
83	250,600	299,600	347,300	386,900	400,900	421,600	83	260,900	303,600	353,100	394,600	408,800	
84	251,200	299,800	347,800	387,300	401,100	422,300	84	261,200	303,800	353,500	395,000	409,400	
85	251,700	300,100	348,200	387,700	401,300	422,800	85	261,500	304,100	353,800	395,200	409,900	
86	252,100	300,400	348,600	388,200	401,900	423,100	86	261,800	304,400	354,300	395,500	410,400	
87	252,500	300,700	349,100	388,600	402,600	423,700	87	262,100	304,700	354,700	395,900	410,800	
88	252,900	301,000	349,500	388,900	403,300	424,400	88	262,400	305,000	355,100	396,300	411,400	
89	253,500	301,300	349,800	389,400	403,700	424,800	89	262,700	305,200	355,300	396,600	411,900	
90	254,000	301,600	350,300	390,000	404,200		90	263,000	305,500	355,700	397,100		
91	254,400	302,000	350,800	390,500	404,600		91	263,300	305,800	356,000	397,500		
92	254,800	302,300	351,200	390,900	405,200		92	263,600	306,100	356,400	397,900		
93	255,100	302,500	351,400	391,100	405,700		93	263,900	306,300	356,700	398,200		
94		302,800	351,800	391,400	406,200		94		306,600	357,000	398,700		

現行							改正案								
95		303,200	352,300	391,800	406,600		95		307,000	357,300	399,100				
96		303,600	352,700	392,200	407,200		96		307,400	357,700	399,500				
97		303,800	352,800	392,500	407,700		97		307,600	358,100	399,800				
98		304,100	353,300	393,000			98		307,900	358,500					
99		304,400	353,600	393,400			99		308,200	358,900					
100		304,800	354,000	393,800			100		308,600	359,200					
101		305,000	354,400	394,100			101		308,800	359,700					
102		305,400	354,800	394,600			102		309,100	360,100					
103		305,800	355,200	395,000			103		309,500	360,500					
104		306,100	355,500	395,400			104		309,800	360,900					
105		306,300	356,000	395,700			105		310,000	361,300					
106		306,600	356,400				106		310,300	361,600					
107		307,000	356,800				107		310,700	362,000					
108		307,300	357,200				108		311,000	362,300					
109		307,500	357,600				109		311,200	362,800					
110		307,900	357,900				110		311,600						
111		308,300	358,300				111		312,000						
112		308,600	358,600				112		312,300						
113		308,700	359,100				113		312,500						
114		309,100					114		312,900						
115		309,300					115		313,100						
116		309,700					116		313,500						
117		309,900					117		313,700						
118		310,100					118		313,900						
119		310,400					119		314,200						
120		310,600					120		314,400						
121		310,900					121		314,700						
122		311,200					122		315,000						
123		311,500					123		315,300						
124		311,800					124		315,600						
125		312,100					125		315,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,700	221,000	262,000	281,900	297,400	323,300	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第32条第2項の規定については公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(号級の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例（以下「新条例」という。）第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」の次に「(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 新条例第15条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第6条 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（石川町職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第31号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。次条において同じ。）及び暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第28号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次条において同じ。）（以下この条及び次条において「再任用職員」と総称する。）に対して適用されることとなる給与条例第17条の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

(寒冷地手当)

第7条 寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、新条例第32条第1項から第3項までの規定にかかわらず、寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

(委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規程で定める。

附則別表（附則第2条関係）

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14

27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42

55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70

83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	74
87	83	79	79	75
88	84	80	80	76
89	85	81	81	77
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			

111	107			
112	108			
113	109			

提案理由

県人事委員会の勧告並びに県及び県内他団体の動向を踏まえ、給与制度のアップデート等のために所要の改正を行うため。

議案第15号

石川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首藤剛太郎

石川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

石川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u> <u>_____</u> <u>_____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ<u>_____</u> <u>_____</u>に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、<u>3</u> <u>年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）</p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>_____</u> 又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程<u>_____</u> <u>_____</u>を修めて卒業した</p>

現行	改正案
<p>後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校_____</p> <p>_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後_____），<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p><u>(4)</u> 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校_____</p> <p>_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>(追加)</p> <p><u>(5)</u> <u>10年以上水道</u>の工事に関する技</p>	<p>後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治<u>36</u>年勅令第<u>61</u>号）による専門学校（次号において「<u>短期大学等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後<u>次号において同じ。</u>），<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p><u>(4)</u> <u>短期大学等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した後、<u>6年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p><u>(5)</u> 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校（次号において「<u>高等学校等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p><u>(6)</u> <u>高等学校等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した後、<u>8年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p><u>(7)</u> <u>10年以上水道等</u>の工事に関する技</p>

現行	改正案
<p>術上の実務に従事した経験を有する者____</p> <hr/> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において<u>1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____</p> <hr/> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____</p> <hr/> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者____</p> <hr/> <p>(追加)</p>	<p>術上の実務に従事した経験を有する者（<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において<u>2年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者____に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の規定による土木施工管理に</u></p>

現行	改正案
<p>2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあ</p>	<p>係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>2 簡易水道事業、給水人口が50,000人以下である水道事業する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する</p>

現行	改正案
<p>つては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは、「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」</p>

現行	改正案
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項 _____</p> <p>_____に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については<u>4年以上</u>、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については<u>6年以上</u>、同項第4号に規定する学校を卒業した者については<u>8年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(追加)</p>	<p><u>とする。</u></p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項 (法第31条及び法第34条第1項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>土木工学科若しくは土木科</u> _____又はこれらに相当する<u>課程</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については<u>3年以上</u>、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については<u>5年以上</u>、同項第5号に規定する学校を卒業した者については<u>7年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科若しくは土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）<u>同項第1号に規定する学校を卒業した者</u>については<u>4年以上</u>、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については<u>6年以上</u>、同項第5号に規定する学校を卒業した者については<u>8年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

現行	改正案
<p>_____とする。</p>	<p><u>あるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とする。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

令和7年4月1日から水道法施行令等に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されることから、本条例においても同様に改正するため。

議案第16号

石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条, 第7条第1項, 第7条の3第2項, 第14条第1項及び第2項, 第15第1項, 第2項及び第5項, 第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は, 利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ, 及び, 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう, 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。), 幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条, 第7条第1項, 第7条の3第2項, 第14条第1項及び第2項, 第15第1項, 第2項及び第5項, 第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は, 利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ, 及び, 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう, 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。), 幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)</p>

現行	改正案
<p>又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う_____こと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>(追加)</p>	<p>又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p><u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、</u></p>

現行	改正案
(追加)	<p><u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p>4 <u>町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p>
(追加)	<p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合</u> <u>事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を</u></p>

現行	改正案
<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

関係法令の改正に伴い、家庭的保育事業者等が連携施設の確保が困難な場合に、当該連携施設を確保しないことができるようにするため、所要の改正を行うため。

議案第17号

石川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

石川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項 _____ において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項 _____ において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p>

現行	改正案
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項_____において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う_____こと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>(追加)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項<u>から第7項まで</u>において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（<u>次項において「保育内容支援」という。</u>）を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号<u>及び第6項第1号</u>において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるとき</u>は、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>	<p><u>援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p>4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u></p> <p>ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難である</u></p>

現行	改正案
<p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>	<p><u>こと。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>—</p> <p>(1) <u>町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の修了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p>

現行	改正案
7 (略)	9 (略)
8 (略)	10 (略)
9 (略)	11 (略)
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

関係法令の改正に伴い、特定地域型保育事業者が、連携施設の確保が困難な場合に、当該連携施設を確保しないことができるようにするため、所要の改正を行うため。

議案第18号

石川町立保育所設置条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

石川町立保育所設置条例を廃止する条例

石川町立保育所設置条例（平成27年条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

石川町立認定こども園を開園することに伴い、令和7年3月31日をもって石川町立第一保育所、第二保育所を閉所することから、条例を廃止するため。

議案第19号

令和6年度石川町一般会計補正予算（第7号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第20号

令和6年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第21号

令和6年度石川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第22号

令和7年度石川町一般会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第23号

令和7年度石川町国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第24号

令和7年度石川町後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第25号

令和7年度石川町介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第26号

令和7年度石川町母畑財産区特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第27号

令和7年度石川町中谷財産区特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第28号

令和7年度石川町土地開発事業特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第29号

令和7年度石川町宅地造成事業特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

議案第30号

令和7年度石川町水道事業会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和7年 3月 6日提出

石川町長 首 藤 剛 太 郎

